

令和 4 年 7 月 1 日  
大田市長 楫野 弘和

大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託 プロポーザルの実施について

公募型プロポーザル方式により、下記事業の業務委託を実施することとしたので、次の通り公告する。

記

1. 業務概要

- (1) 名称：大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託
- (2) 業務内容：「大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間：契約締結の翌日から令和 5 年 2 月 28 日までとする。

2. 参加資格

本プロポーザルに参加する事業者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、本プロポーザル公告日の時点において、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく大田市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 大田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号又は第 2 号に該当する者でないこと。
- (5) 大田市の指名停止基準に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに大田市税の滞納がないこと。
- (7) 社会保険料について未納の徴収金がないこと。

3. 関係資料

大田市ホームページの次の URL サイトからダウンロードすること。

<https://www.city.oda.lg.jp/>

4. 業務委託者選定方法

「大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託プロポーザル実施要領」及び「大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託プロポーザル審査要領」のとおりとする。

## 5. プロポーザルに関する留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は事業者の負担とする。
- (2) 提出後の書類の差し替え、修正、追加等は認めない（提出期限内の場合を除く）。  
また、理由の如何を問わず、提出された書類の返却はしない。
- (3) 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的として行うものであり、必ずしも提案通りの業務内容を確認するものではない。
- (4) 本プロポーザルにて知り得た情報は、本プロポーザル以外の目的での使用を固く禁止する。
- (5) 参加事業者が1社の場合でもプレゼンテーション審査は行うものとする。  
ただし、別紙「大田市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託 プロポーザル審査要領」に定める点数を下回る得点であった場合は、候補者を選定しない。

## 6. 事務局

〒694-0064

島根県大田市大田町大田口 1111 番地

大田市役所産業振興部産業企画課 担当

電話：0854-83-8072

FAX：0854-82-9150

Mail：o-sangyou@city.oda.lg.jp